

新宮社会福祉協議会共同募金配分金助成事業
令和6年度新宮いのちの募金助成実施要項

1. 主旨

この実施要項は、いつ起こるか分からない災害からひとりでも多くの命を守るため、防災や減災の取組を通じ、住民自身が行う地域見守り活動に助成することを目的に定める。

2. 助成対象団体

助成対象団体は、新宮市内で活動する区・町内会及び地域組織・団体とする。

3. 助成事業の実施

この助成事業の実施は、令和6年4月から令和7年2月末までの期間とする。

4. 助成事業の内容

防災・減災を目的に行われる次の活動に助成するものとする。

①新宮市社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター設置運営訓練

②区・町内会及び地域組織・団体が行う、防災・減災を目的とした地域の見守り活動

【助成対象とならない例】

- ・家賃や電話代など、従来より継続している事業に係る事務費
- ・団体の会員等に係る人件費や、会員等の飲食費
- ・既に発注または購入している物品の費用
- ・備品、消耗品の購入費 ※インク・用紙・調理器具など事業開催で使い切らない物

5. 助成の金額

前項の事業に対する助成額は原則次のとおりとする。（申請額は千円単位となります。）

①新宮市社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター設置運営訓練に係る助成は15万円を限度とする。

②区・町内会は各5万円を限度とする。但し200世帯を超える区・町内会や複数の町内会と合同で行う地域組織、団体については10万円以内を限度とする。

※過去に助成を受けた団体も本申請はできるが、総申請額が下記6.の助成金の総額を超過する場合は、事業内容に関わらず減額または助成できないこともある。

6. 助成金の総額

助成金の総額は前年度募金実績額の増減によって決定するものとする。

7. 助成の申請方法と決定方法

別に定める申請書と、事業に係る見積書及び必要な書類を令和6年2月22日までに新宮市社会福祉協議会へご提出ください。

※初めての地域組織・団体が申請の場合、規約等が必要となる場合があります。

新宮市社会福祉協議会は配分委員会で審査し、その結果を通知する。

8. 助成金の交付

助成金の交付は、所定の提出書類を確認の上、新宮市社会福祉協議会より交付する。

9. 事業完了報告書の提出

助成を受けた団体は、事業完了後、1ヶ月以内に「事業完了報告書」を提出しなければならない。